

日本特別ニーズ教育学会研究倫理綱領

前文

日本特別ニーズ教育学会は、本学会の目的（会則第3条）「特別ニーズ教育に関する理論的・実践的研究を通して、学習と発達への権利に関する教育科学の確立を期する」に則り、学術研究の信頼性及び公正性を確保するため、日本特別ニーズ教育学会研究倫理綱領（以下、倫理綱領）を制定する。

I 研究の基本

本学会及び本学会会員は、国際的に認められた規範、規約及び条約等、国内の法令、告示等及び本学会会則を遵守し、生命の尊厳、個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重しなければならない。良心と信念に従い、不当な圧力による研究成果の客観性を歪めることがあってはならない。日本学術会議が戦後いち早く表明した「戦争を目的とする科学の研究には絶対従わない決意」（1950年）の今日的意義、および「軍事的安全保障研究に関する声明」（2017年）の重要性を再確認し、学問の自由の下、真理の探究に努める。

II 研究協力者に対する倫理的配慮

本学会及び本学会会員は、研究協力者（以下、協力者）に対し以下のことを遵守する。

- (1) 研究参加の決定にあたっては、協力者の意思を尊重し、参加に対する過度の勧誘や強制があってはならない。
- (2) 人の行動、環境、心身等に関する個人の情報、データの提供を受けて研究を行う場合には、協力者にその目的、データの収集方法等、研究実施に関わる情報をわかりやすく説明し、文書又は口頭、あるいはその人に伝わる伝達手段により、明確な同意を得なければならない。協力者に同意の判断ができない場合には、協力者を保護する立場にある者（以下、保護者）の判断と同意を得る必要がある。
- (3) 協力者が自らの意志で研究への参加を拒否、あるいは中断できることを事前に説明する。
- (4) 研究実施に関わる情報の事前開示が不可能な研究においては、それが個人に何らかの不利益を与えないことを確認した上で研究を実施し、事後に協力者ないし保護者にその理由を説明しなければならない。
- (5) 協力者に対して身体的・心理的な苦痛や危険、および継続的な被害を与えることがあってはならない。研究進行中に協力者の心身を脅かしていることに研究者が気付いた際には、研究を直ちに停止し、事態の改善を図る。
- (6) 研究によって得られた協力者に関する情報は厳重に管理し、実施時に同意を得た目的以外に使用してはならない。
- (7) 研究のために収集又は作成した資料、データ等を適切な期間保存し、必要な場合は開示しなければならない（法令等に保存期間の定めがある場合はそれに従う）。

III 研究・著作の公表

本学会及び本学会会員は、研究・著作の公表に際して以下のことを遵守する。

- (1) 研究・著作の公表に際しては、その社会的、人道的、政治的意義に十分配慮し、専門家としての責任を自覚して行う。
- (2) 個人のプライバシーを侵害してはならない。協力者の個人的な資料については厳重に保管し、秘密保護の責任をもつこと。また、プライバシーに関わる個人的な資料について公表する必要がある場合には、協力者または保護者の同意を得ること。
- (3) 先行研究を精査し尊重するとともに、適切な引用、誤解のない完全な引用、用いた資料等の出典の明記を行う。

- (8) 共同研究においては、公表に際し共同研究者の権利と責任に配慮する。
- (9) 研究成果の公表に際しては、科学的根拠に基づき、学問的誠実性と論理的忠実性を追求し、捏造、改ざん、盗用等の不正行為は、絶対にこれをしてはならない。
- (10) 著者自身によって既に公表されていることを開示せず、同一の情報を投稿・発表する二重投稿が論文及び学会誌の原著性を損なう行為であることを自覚し、これを行ってはならない。

IV 利益相反への配慮

本学会及び本学会会員は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織、あるいは組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

V 倫理の研鑽

本倫理綱領をふまえて本学会及び本学会会員は、研究倫理に関する国内外の関連法規を学び、研鑽する機会をもつよう努めること。

VI 倫理の遵守

- (1) 本学会及び本学会会員は、研究活動において、本倫理綱領を十分に理解し、違反することのないよう、努めなければならない。
- (2) 実際に案件が生じた場合は、理事会の議を以て、適切な対応を行う。
- (3) 本学会は、本倫理綱領の徹底に努めるとともに、研究倫理の具体的内容の明確化に向けて、継続的に努力する。
なお、本倫理綱領は、総会の議決を以て、修正することができる。

附 則

本倫理綱領は 2017 年 10 月 15 日より施行する。